

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第 35 集 (2004年度) 2005年3月発行：367-384

人文・社会科学系大学院における研究者養成と博士学位 —変遷・現状・課題—

福 留 東 土

人文・社会科学系大学院における研究者養成と博士学位

—変遷・現状・課題—

福留東土*

1. はじめに

人文科学・社会科学系（以下、人社系）の大学院は、戦後における新制大学院の発足以来、この分野の研究者を輩出する最大の機関であり続けてきた。だが、そのことは必ずしも、人社系大学院における研究者養成のあり方が有効に機能してきたことを意味するわけではなく、むしろ人社系大学院はさまざまな観点からその欠陥を指摘されることが多かった。戦後大学改革に伴う旧制から新制大学院への転換という大きな変革こそ経験したものの、概してこの分野では、旧制時代からの伝統が長く維持される中で、硬直的な制度運用が批判の対象となってきた（例えば、潮木 1983）。

だが1990年代に入って以降、変化の兆候が現れ始めている。それが顕著に現れているのが博士学位の授与状況に関する変化である。従来、この分野で授与される博士学位は大部分が論文博士によって占められてきたが、近年、課程博士の授与数が急増している。絶対数が増加するだけでなく、論文博士との相対的な関係においても課程博士の占める比率は上昇を続けている。論文博士は、博士課程を持つ研究科に論文を提出し、審査に通過することを以って授与され、博士課程在学経験は問われない。もっとも現実には、すでに博士課程を修了し、相当の研究上のキャリアを積んだいわゆる碩学泰斗に対して与えられる場合が多く、それが長い間、人社系の博士のイメージを形成してきた。他方の課程博士は、博士課程修了の際に授与されるものだが、人社系では稀な存在であった。博士課程修了者の大部分は、修了に必要な単位数と年限とを満たしてはいるものの、博士論文を提出しないまま修了する満期退学者であった。

しかし、従来の状況は法規的にみると問題を孕んでいた。大学院設置基準では博士課程の目的を「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と定め、学校教育法では、同課程修了者に対して博士学位が授与されると定められている。同法では博士課程修了を経ずに博士学位を授与することも定めているから、その意味で論文博士が多く授与されること自体に問題はない。しかし、博士課程修了と連動しているはずの課程博士がほとんど授与されないのであれば、その課程が上に述べる目的を果たしているといえるのかどうか問われることになる。また、博士学位を法定される通りに運用することで課程博士が増加すれば、論文博士は少なくとも相対的には減少するはずである。その意味で近年の変化は、博士課程及び博士学位が法規上持つ位置づけに実態を近づけつつあると評価できる。そして、その過程で博士学位の持つ性格が従

* 日本学術振興会特別研究員

来とは変容し、かつ博士論文の執筆及びその審査という過程をその本質として内包することになる博士課程教育のあり方にも変化が及ぶことになると考えられる。

大学院は近年の大学改革における重要な課題であり、大学院を対象とする研究も増加している。しかし、人社系を意図的に取り上げるものは多くなく、しかもその大部分は、大学院教育の新たな機能として注目されるようになった専門職業人養成に焦点を当てたものである。研究者養成については、橋本（1994）が、学位制度に着目した貴重な実証的研究を行っている。しかし、それからすでに10年が経過し、人社系大学院を取り巻く状況はさらなる変化を遂げている。人社系大学院は人文科学・社会科学の将来の担い手を育成するという、わが国の学術にとってきわめて重要な役割を担っており、大学院の拡大と機能拡充が進行する現在だからこそ、従前から大学院が担ってきた機能を改めて問い直す必要性も高い。

筆者は、文部科学省21世紀COEプログラム「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」（広島大学高等教育研究開発センター）内部の「大学院教育と学位授与に関する研究」プロジェクトにおいて、全国調査の実施や大学院関連データの収集・分析に当たってきた。同調査結果の概要は広島大学高等教育研究開発センター編（2004）にまとめられている。そこでの知見のひとつは、大学院教育と学位授与に関して専門分野間の相違がきわめて大きいことである。そのため、踏み込んだ議論を行うためには専門分野ごとの特性を踏まえた論点を設定することが不可欠である。とりわけ博士学位の問題に関していえば、人社系では他の分野と状況が大きく異なり、論ずべき問題点も多い。本稿では、先に述べたような変化がどのような背景や文脈において起きており、またどのような現状にあるのか、そこで新たな課題が生じているのかどうか、生じているとすればいかなる改善策が求められるのかについて考察を行う。

以下ではまず、大学院と学位制度の歴史的な変遷過程を素描する（第2節）。次に、政府統計と上記全国調査の結果を手掛かりに、学位授与数やその実態、教員と学生の学位に対する認識、学位授与のプロセス等について論じる（第3節）。以上を踏まえ、近年の動向がいかなる意味を持ち、今後どのような改善が考えられるのかについて述べ（第4節）、今後この問題を考察するに当たっての課題を提示する（第5節）。

2. 大学院制度・学位制度の変遷と博士学位の位置づけ

大学院制度と学位制度の変遷については、すでに海後・寺崎（1969）、天野（1980）、黒羽（1993）、寺崎（1993）、橋本（1994）、伊藤（1995）などによって明らかにされている。以下では、これらを参考に、両制度の歴史的変遷を、博士学位の位置づけに着目しながら、4つのエポックに区分して跡づけておく。

(1) 戦前期の大学院制度・学位制度と博士学位

現在まで続く複線的な学位授与方式は戦前期にその萌芽がみられる（橋本 1994, 119-120頁）。大学院は1886年の帝国大学令により誕生し、学位制度が整備されたのは翌年の学位令による。大学院は戦前期を通して研究者養成機能を十分に備えてはいなかったとされる。当時、研究者を養成する

主要な手段は海外留学であり、大学院は在学者が少ないだけでなく、留学や就職の待合室、外国人留学生の受け皿として利用されていた（伊藤 1995, 22-24頁）。授業等が独自に開設されるとの規定もなく、出席や研究報告等の要求も実質的にほとんど存在しなかった（海後・寺崎 1969, 281頁）。加えて、学位との結びつきも弱かった。博士学位は当初、大部分が推薦によって論文等の業績とは無関係に授与された。1920年に学位令が改正され、博士の授与権者が文部大臣から大学へ移るとともに、推薦によるルートが廃止され、大学院在籍と論文提出、または論文提出のみによって授与されることとなった。その結果、博士の榮譽的性格が払拭された一方、その取得はむしろ困難となり、大部分は論文提出により与えられ、大学院教育と連動するものとはならなかった（天野 1980, 196-205頁）。人社系の博士学位授与数は1961年に旧制学位の授与が終了するまで2,058件であり、全体（83,209件）のわずかに2.5%を占めるに過ぎなかった（文部省『文部省第89年報』1961年）。そして、それは当然、研究者養成機関としての大学院の脆弱性と不可分であった。

(2) 新制大学院の発足：大学院基準（1949年）と学位規則（1953年）

戦前の制度は新制大学院発足により大きく変化する。1949年に大学基準協会が定めた大学院基準によると、大学院は「修士の学位を与える課程」と「博士の学位を与える課程」の2つを持つ。課程が学位につながる事が明記されている。後者の目的は「独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うこと」とされた。また同基準では年限規定や必要単位、卒業要件が明示された。すなわち、新制大学院は明確な教育課程を持ち、スクーリングを要求する制度として性格付けられた。いわゆる課程制大学院の発足である。1953年には文部省令で学位規則が制定され、「博士及び修士」の取得条件が、上記大学院基準の修士・博士両課程の性格に沿う形で定められ、課程と学位とが密接な関係を持つことが確認された。ただし、博士学位授与の要件として、「大学院に4年以上在学して所定の単位を修得し」、「博士論文の審査及び試験に合格」とされる一方、これと並んで「博士論文の審査及び試験に合格し、且つ前項第1号に該当する者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる」ともされ、課程を経ずに博士学位を授与する制度が温存された。この制度の扱いについては占領軍のCIE（民間情報教育局）と日本側とで意見対立があったとされる。日本側は全面的にこれを残す見解をとり、学位と課程の連動を主張するCIEに対して明快な結論を出さぬまま、暫定措置として制度の維持を押し通した（海後・寺崎 1969, 310-312頁）。この措置は直接的には地方在住者ら大学院に在学しにくい者に学位の機会を開くために採られたが、博士学位に複数のルートと水準を与えることとなり、課程と連動した学位という新制度の内部に異質な要素を残存させることになった。これは、特に人社系の学位のあり方に大きな影響を与えることになる。

(3) 博士学位の性格変化：大学院設置基準と学位規則の改正（ともに1974年）

その後、1974年に博士学位の性格に重要な変化が生じた。同年、文部省令として大学院設置基準が制定され、それに伴って学位規則が改正された。設置基準では博士課程の目的について、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」とされた。併せて、学位規則における博士学位の授与条件も同様の表現に改められた。これは新制大学院発足時の基本理念、すなわち課程制大学院に学位を連動させるという

考え方に実態を近づけようとするものであった。寺崎（1993）の言うように、1953年制定時の学位規則はとりわけ人社系にとって、『『独創的研究』『新領域水準』『學術』『文化の進展』『指導能力』』といったタームを並べられると、とても3年や5年で達成される目標ではなかった」のであり、この度の改正は、『『威信』』としての博士学位から『自立の証明』』としてのそれへの制度的保障』が与えられるという意味で、重要な画期をなした（28頁）。だが、これは直ちには現実の変化につながらなかった。この改正は、大学教員が博士学位に対して固定的な観念を抱いていた中でほとんど認知されなかったようである（佐藤 1996, 90-91頁）。その結果、人社系での課程博士の少なさが問題視される状況は依然続いていた（黒羽 1993, 87頁）。

(4) 課程制大学院の実質化へ：大学審議会答申、および学校教育法と学位規則の改正（1991年）

いまひとつ重要な画期を成したのは90年代前半である。1991年、学校教育法と学位規則が改正された。前者では、これまで、大学は「博士…の学位を授与することができる」とされていたのが、「大学院の課程を修了した者に対し…博士の学位を授与するものとする」と改められた。加えて、これまで学位規則によって定められていた、課程を経ずに博士学位を授与される者に関する規程が、学校教育法によって法定された。これらの措置は、学位を大学にとって付随的なものから、大学教育の目的を示すより本質的なものへと位置づけ直すことを意味する（舘 1995, 77頁）。さらに、学位規則改正により、博士の種類が廃止され、「博士」に適切な専攻分野の名称を付記することとなった。この改正により、形式的ではあっても学位名称が変更されたことは、従来の認識を変化させる契機となった（佐藤 1996, 94-95頁）。これら変更の背景をなしたのは、同年の大学審議会答申「学位制度の見直し及び大学院の評価について」である。そこでは学位制度見直しの必要性について概略が次のように述べられている。①1974年の改編で博士学位は「研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力」を身に付けた者に与えられることとなり、自然科学の分野ではこの趣旨が理解されているが、人社系では学位授与がきわめて低調である。②人社系では課程制大学院とそれに基づく学位制度の考え方が理解されず、過度に高度で体系的な博士論文が要求されている。その背景には博士の名称が旧制以来変わっておらず、碩学泰斗のイメージが払拭できていないことがある。③課程制大学院の趣旨に沿うことは、国際化の進展、留学生の受入れ、大学院生の学習意欲向上の見地から重要である。④学位授与の円滑化は関係者の意識変革と自主的努力により実現されるものだが、そのための施策を講じることも必要である。⑤その施策としては、学位名称の変更、大学院の自己評価項目への学位授与状況の追加、学位授与報告手続きの簡素化等が挙げられる。

このように、大学院制度と学位制度の変遷を両者の関連に着目しながら振り返ってみると、課程制大学院の実質化と、それと連動した学位制度の実現が戦後一貫して重要な課題と目されてきたことが分かる。

3. 博士学位授与と人文・社会系大学院の現状

大学院と学位の制度上の性格が以上のような変遷を辿る中で、それらの実態はどのように推移し、またどのような現状にあるのだろうか。政府統計および全国調査の結果を手掛かりに検討を進めて

ゆく。

(1) 博士学位授与数と博士授与大学数

まず、人社系ではどれほどの量の博士学位が授与されてきたのだろうか。図1-1と1-2は、1960年以降現在まで、人文科学と社会科学¹⁾それぞれで授与された博士学位の変遷を課程博士と論文博士とに分けて示している。人文・社会ともに60年代以降80年代半ばに至るまで情勢の変化はみられない。授与数が持続的に変化する傾向は見受けられず、また課程博士の比率は、人文系が10%弱から10%代半ば、社会系が20%代半ばから後半でほぼ推移しており、ともに大部分を論文博士が占めている。だが、社会系では80年代半ばから論文・課程博士とも徐々に増加を始めている。90年代に入ってから増加率が高まり、特に課程博士の増加が著しい。論文博士は90年代半ばから増加が頭打ちになるが、課程博士はその後加速的に増加し、90年代後半には論文博士を抜き去り、近年さらにその差を広げている。一方、人文系でも90年代に入って論文・課程博士とも増加を始め、90年代後半以降課程博士の伸び率がさらに上昇する。論文博士も一貫して増加しているが、90年代後半以降は課程博士が論文博士を凌いでいる。このように、両分野でともに、90年代に入る前後から課程博士の授与数が大きく増加し、論文博士の授与数を上回るというかたちで、博士学位の授与のあり方が変容していることが確認できる。

図1-1 人文科学における博士学位授与数

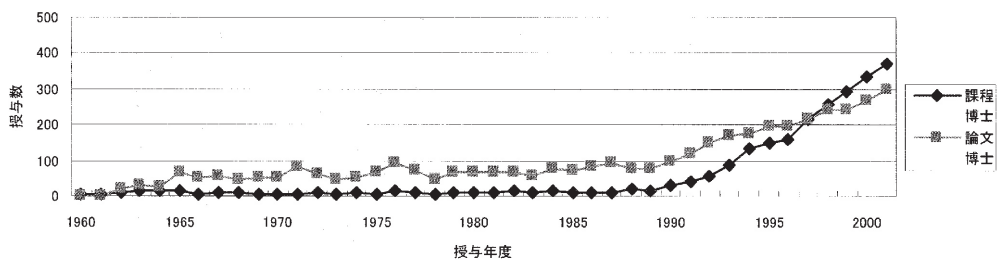
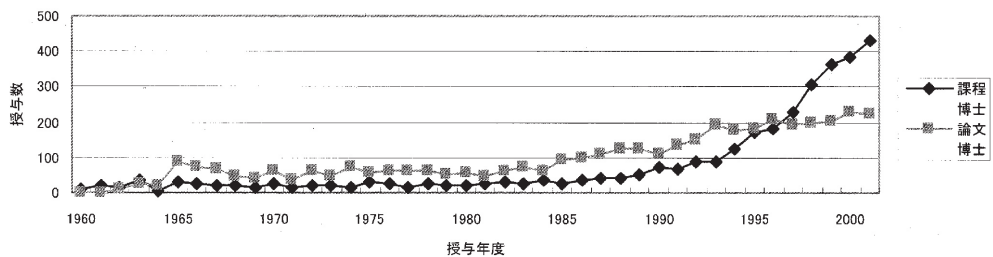


図1-2 社会科学における博士学位授与数



出所) 文部(科学)省『文部省年報』および『大学資料』より作成。

次に、表1は人社系の博士課程入学者数と課程博士授与数、および両者の増加率をみたものである。上でみた課程博士の急増は、博士課程入学者の増加によって説明されるものかもしれない。事実、博士課程入学者は人文・社会とも増加している。しかし、それは課程博士の増加率にははるかに及ばない。すなわち、課程博士の急増は入学者の増加によって支えられたわけではなく、博士学位の授与に関する方針の変化、あるいはその背後にある博士学位の性格の変化が現象化したものとみることができる。上述したように、博士学位の性格の変化は、法規上は1974年の時点で固まっていたが、そのような制度上の整備は、人社系においては現実の動きに直ちには影響しなかった。しかし、80年代後半以降の大規模な大学院改革の時期を経て、人社系の博士学位に現実的な変化がもたらされたとみることができる。

さらに、博士学位を授与した大学数をみてみよう。新制学位が初めて授与された1955年度から博士学位の名称が変更される1991年度までに人社系で博士学位を授与した大学は66大学（課程65，論文58）であった。この数字は、1991年度から2001年度の期間には136大学（課程132，論文107）に増加する（文部科学省，2003）。多くの大学が近年になって博士学位を授与し始めていることが分かる。また、全体の授与大学数と論文博士授与大学数の格差から、近年では課程博士しか授与していない大学が少なくないことも分かる。

表1 人文科学・社会科学における入学者数と課程博士授与数（1981-2001年度）

年度	人文科学				社会科学			
	入学者数 (人)	期間増加率 (%)	課程博士授 与数 (件)	期間増加率 (%)	入学者数 (人)	期間増加率 (%)	課程博士授 与数 (件)	期間増加率 (%)
1981	757	—	11	—	496	—	27	—
1986	829	109.5	11	100.0	552	111.3	37	137.0
1991	930	112.2	42	381.8	642	116.3	67	181.1
1996	1398	150.3	162	385.7	1225	190.8	181	270.1
2001	1663	119.0	369	227.8	1562	127.5	432	238.7

(出所) 文部（科学）省『文部省年報』、『大学資料』、および『学校基本調査報告書（高等教育機関編）』より作成。

(2) 博士学位の性格に対する認識

では、上のような現状の中で博士学位はどのようなものと認識されているのか。我々の行った全国調査の結果を基にみてみよう²⁾。研究科長調査でこの点について尋ねた結果を表2に示している。「博士号はその分野の権威であることを証明するものである」ことを肯定するか否かを尋ねたところ、肯定した者が人文・社会とも1割程度と少なく、博士学位に対する伝統的認識は大きく後退していることが分かる。逆に、「博士号は自立した一人前の研究者としての資質を証明するものである」については9割前後が肯定しており、博士学位のいわばライセンス化が定着していることを窺わせる。もっとも、「博士論文はその分野の学問の発展に大きく貢献した研究成果を示したものである」との設問に対しては半数近くが肯定しており、博士論文に求められる学術水準が決して低いものとは認識されていないことも窺われる。また、以上の回答結果について人社系とそれ以外の分野とを

比較すると、顕著な格差は認められず、教員の意識においては、人社系における博士学位の位置づけが他分野とほぼ同様のものとなっていることが明らかとなった。

表2 博士学位・博士論文に対する認識（研究科長による回答。「そう思う」と回答した比率）

質問項目	人文科学	社会科学	その他の分野
「博士号はその分野の権威であることを証明するものである」	11.3%	10.5%	9.7%
「博士号は自立した一人前の研究者としての資質を証明するものである」	93.5%	86.2%	81.9%
「博士論文はその分野の学問の発展に大きく貢献した研究成果を示したものである」	45.9%	49.4%	47.5%

(3) 博士学位の取得可能性

次に、博士学位の授与・取得に関して、教員と大学院生の間にもどのような現状認識が存在するのかについてみる。研究科長に対して、「博士課程後期に入学した学生で課程博士を取得する者はおおよそ何%いますか」と尋ねた結果が表3である。人文・社会ともに課程博士を取得する者の割合が非常に低いことを示す回答が多く、人社系における課程博士の取得状況が他分野とは非常に異なったものであることが分かる。また、「課程博士を標準修業年限内に輩出することはどの程度可能であるとお考えですか」との設問に対しても、表4にみるように、人社系では他分野に比べて輩出可能性を低く見積もる傾向が強く、特に人文では「困難である」が回答の6割を占めている。ここでも他分野とは対照的な状況がみてとれる。

表3 研究科内で課程博士を取得する者の割合（研究科長による回答）

	人文科学	社会科学	その他の分野
10%未満	31.0%	33.3%	3.5%
10-25%程度	31.0%	26.7%	4.5%
25-50%程度	22.4%	22.7%	6.2%
50-75%程度	8.6%	8.0%	25.6%
75%以上	6.9%	9.3%	60.2%

表4 標準修業年限内における課程博士の輩出可能性（研究科長による回答）

	人文科学	社会科学	その他の分野
十分可能である	3.2%	13.8%	42.1%
なんとか可能である	35.5%	51.7%	47.0%
困難である	61.3%	34.5%	10.9%

類似の質問を大学院生に対しても行った。「博士課程後期に入学後、博士号の取得までにおおよそ何年間必要だと思われませんか」、「あなたは博士課程後期に在学中に課程博士を取得する見込みはどの程度あると思いますか」との設問への回答結果が表5である。人文・社会ともに、他分野との間に格差が認められる。人社系では、標準修業年限（3年）内に学位を取得可能と考える者は2割前後であり、同じく2割前後が「6年以上」必要と回答している。他の分野では、半数以上が「3年」、4割強が「4-5年」で取得可能と答えているのとは対照的である。このような回答傾向は、後者

の質問でも同じようにみられる。全体では3割弱が「十分に可能」と答え、「難しい」と考える者が1割未満であるのに対して、人社系では「十分に可能」と考える者は1割前後に過ぎず、逆に3割前後が「難しい」と答えている。

表5 課程博士の取得可能性（大学院生による回答）

	人文科学	社会科学	その他の分野
「博士課程後期に入学後、博士号の取得までにおおよそ何年間必要だと思われますか」			
3年	15.5%	29.1%	52.3%
4-5年	56.9%	52.3%	44.2%
6年以上	27.6%	18.5%	3.5%
「あなたは博士課程後期在学中に課程博士を取得する見込みはどの程度あると思いますか」			
十分に可能である	5.9%	13.0%	28.9%
努力すれば可能である	56.5%	61.2%	61.3%
難しい	37.7%	25.7%	9.8%

以上でみてきた内容をまとめると次のことが言える。博士学位は、教員の意識の中では研究者としてのライセンス的なものと位置づけられており、そのことについてもはや他分野との間に相違はみられない。しかし、そのことが、他分野のように修了者の多くが課程博士を取得するという現象にストレートに結びついているわけではない。意識と実態との乖離は大きく、教員・大学院生の双方が依然として他分野に比べて学位の授与・取得が困難であると考えている。このような現状は、文部科学省の学校基本調査によっても裏付けられる。人社系では博士課程修了者のうち、「博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得したが博士の学位を取得しなかった、いわゆる満期退学者」の占める比率がきわめて高い。2003年度についてみると、満期退学者は、人社系以外では修了者の20.7%を占めるに過ぎないのに対して、人文科学では73.2%、社会科学では62.7%を占めている。さらに、全分野の修了者に占める人社系の割合は17.5%であるにもかかわらず、満期退学者についてみると、人社系は、全体の実に42.1%を占めている。

佐藤（1996）は、80年代後半時点の人文系の研究科において、教員の多くが、一方で学位授与制度の改革を支持しながらも、同時に改革に対する留保を感じていたことを指摘している。その理由としては、博士論文の数が増えることによる教員の審査負担の増大、そして、従来の博士学位の水準が低下することへの抵抗感と懸念がある（92-94頁）。これらが上のような現状の一端を説明している。もっとも、博士学位の性格変化が現象として現れるようになったのは先にみたように90年代前後からであり、現在はそれに続く過渡期と捉えるべきである。そうであれば、意識と実態の乖離は、今後課程博士の性格がさらに定着するにつれて、徐々に解消されてゆく可能性もある。また、80年代までの人社系の動きの鈍さに比べれば、現在の変化はむしろ驚くほどの速さで生じているものと捉えるべきなのかもしれない。

博士学位の性格に対する認識が変化してきていることは間違いのないとしても、これまできわめて抑制的に与えられてきたものを、まったく異なる観点から多数の者に与えることに対して心理的な

抵抗感・違和感が生じるのは当然である。また、人社系の課程博士はこれまで取得が困難であった反動から、近年では数多く授与することが奨励されているかのような印象を抱かせることもあるが、本来求められているのは、単に授与数を増加させることではなく、博士論文を正当に評価し、優れた論文を多く生み出すことである。そのような意味から、課程博士の授与に際しては自ずから一定の条件や水準の設定が不可欠であり、そのような措置は学位の性格変化に対する抵抗感・違和感を過剰に生じさせないためにも重要である。では、博士学位の授与には具体的にどのような条件や水準が課されているのかを次にみる。

(4) 研究科における博士論文提出の前提条件：研究発表と論文執筆について

博士学位の質を保証する方策として、多くの場合、論文提出に先立って何らかの前提条件が課されている。大きくは、研究科や専攻内で論文作成計画書や論文概要を一定時期までに提出させて審査に付すというものと、関連する学会における口頭発表や、学会誌や大学紀要など学術雑誌への論文掲載を要求するものがある。両者が課される場合も少なくないと考えられるが、ここでは後者についてみる。

我々の調査では、研究科長に対し、「貴研究科では、課程博士の論文を提出する以前に、どのような前提条件が公式・非公式に課されていますか」と尋ね、学会での口頭発表、学会誌への論文掲載、および大学紀要等への論文掲載に関する条件について回答を求めた³⁾。その結果をまとめたものが表6である。口頭発表については人文・社会とも3割の研究科が何らかの要件を課している。また、学会誌への論文掲載については人文で半数、社会で3割の研究科が要件を課している。これら学会活動に関する要件を特に定めていない研究科は4割から5割程度であった。学会活動に関する条件設定は、個別研究科を越えてある程度の普遍性を持った学術的な要求水準を示しているものとみることができるが、約半数の研究科でそのような方策が採られている。学会活動に関する条件を設ける研究科は人文科学の方が多いが、社会科学では大学紀要への論文掲載を条件として課するところが多い。もっとも、学会の性格や大学院生にとってのその位置づけは専門分野により多様であると考えられ、同様に大学紀要の位置づけも専門分野や研究科によって異なるであろう。また、表6にまとめた学会活動に関する数値は国際学会と全国学会とを一括りにしたものであり、かつ要求される件数や項目間のバランスも研究科によりさまざまであった。論文作成計画書の提出など研究科や専攻内部の条件に比重を置く研究科もあり、さらには外国語等の筆記試験を課すケースもある。そのため、以上の結果から学位の質を担保する方策がどの程度とられているのかを即断することはできない。しかし、課程博士の増加傾向が今後も続くと考えられる中で、多様性の中でも専門分野

表6 博士論文提出の前提条件（研究科長による回答数）

	学会での口頭発表	学会誌への論文*	大学紀要への論文*	学会活動の要件なし	発表・論文の要件なし
人文科学	19 (31.1%)	30 (49.2%)	15 (24.6%)	27 (44.3%)	24 (39.3%)
社会科学	26 (29.5%)	28 (31.8%)	32 (36.4%)	49 (55.7%)	41 (55.7%)

(人文科学の回答数は61、社会科学の回答数は88。それぞれ無回答が3つずつあった。)

*学会誌と大学紀要のどちらでもよい場合、あるいは双方を要求する場合は、両者をカウントしている。

ごとにある程度の水準を確保する方策を講じる必要性は大きいと考えられる。専攻・研究科の内規等との関連性を含めて、より詳細に分析する余地が残されている。

(5) 博士論文の審査体制

博士学位の質を保証するプロセスとしていまひとつ、博士論文の審査体制に触れておこう。研究科長調査では、博士論文の審査委員会についていくつか設問を設けた。ここで注目するのは委員会の編成方法である。論文審査委員会に、研究科内の他講座・他専攻の教員、あるいは他大学の教員が参加するか否かを尋ねた。一般に、他講座・他専攻の教員は、近接の異なる専門分野の角度から論文を評価するため、また他大学の教員は論文の専門的内容により合致した審査者を得るために参加を求められるものと考えられる。また両者とも、審査の過程を講座や専攻の内部にとどめず、審査に開放性を持たせる意味を持つ。

回答結果をまとめたものが表7である。他講座・他専攻教員の参加は、人社系では他分野に比べて非常に少ない。一方、他大学教員の参加は社会科学では他分野よりやや少ないが、人文ではむしろ多く行われている。この結果だけから判断すると、人社系では近接他分野からの評価の視点を導入することには積極的でないが、論文の専門的な内容に対する評価については必ずしもそうとはいえない。もっとも、他分野についてもいえるが、前者は研究科の規模や専攻の編成によって可能な措置の範囲が限られてくると考えられる。また後者については、審査に掛かる諸手当の整備など制度的な障害も少なくはない。だが、調査において「博士号の全国的な水準を維持するため、他大学の教員を審査員として加えるべきである」と考えるか否かを尋ねたところ、肯定する回答が人文で66.1%、社会で57.0%にのぼった（他分野は62.8%）。学位規則では1974年の改正以降、「学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる」とその必要性は認識されており、今後、このような措置を広げてゆくことが求められる。

表7 博士論文の審査委員会の編成方法（「よくある」と回答した比率）

	人文科学	社会科学	その他の分野
他講座あるいは他専攻の教員の参加	34.5%	27.7%	62.4%
他大学の教員の参加	25.9%	9.6%	14.1%

4. 人社系大学院の課題と改善方策

以上にみてきたような人社系における博士学位の変遷と現状とを踏まえ、人社系大学院における学位授与と研究者養成の課題、および、その改善にとって必要と考えられる方策をいくつか提示してみたい。

(1) 課程博士授与の促進

まず、課程博士の授与を今以上に促進する必要性は高いといえるだろう。制度上、博士学位が研究者のライセンス的なものと性格付けられ、現実の認識としてもそうなった以上、課程博士は博士課程教育の成果を表現するものとなる。もっとも、教員個々人のレベルでは上のような認識が行き

渡っているとしても、それが専攻や研究科といった教員集団のレベルにおいてどこまで議論され、あるいは合意されているのかは必ずしも明らかではない。現在が過渡期であるとすればなおのこと、学位に対する認識を組織レベルで醸成させてゆくプロセスがとられる必要性は大きいであろう。それは、大学院生に対して学位取得のための条件と学位に至るプロセスとを具体的に提示することにつながり、彼らの意識を高める上でも有効である。

(2) 博士学位の水準と質の確保

次に、それと並行して博士学位の水準と質の確保を図る方策も採られる必要がある。課程博士がライセンス的なものになったといっても、それは単に従来の水準が低下することのみを意味するのではないだろう。これまでの博士学位の運用を考えれば、その水準を妥当なところまで引き下げることが不可避であり、むしろそうすることが求められている。しかし、単に水準の低下とばかり捉えるのではなく、「研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」の証明という性格を前向きに生かして、博士課程修了時点の研究者に対する基準を設定することができるはずである。研究主題の発展可能性などにも配慮がなされれば、短期間で論文をまとめ上げる必要から大学院生が手堅い狭小なテーマを選択しがちであると批判される傾向を抑制することにもつながる。もちろん、相応の学術水準を伴ったものが求められることはいうまでもなく、その意味からも論文提出のプロセスやその前提条件等の体制整備は不可欠であり、その手段として学会活動を活用している研究科が少なくないことは上で示した通りである。また、論文審査の際の外部者の関与についてはすでに触れたが、大学院設置基準は、研究指導についても「教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる」と定めている。潮木（1983）が主張するように、大学院生が特定のテーマや発想のみにとらわれず、柔軟で幅広い研究能力を身に付ける上でも、審査委員だけでなく、研究指導者を学外に求めることの意義は大きいはずである。

(3) 博士課程の修業年限と退学後の課程博士授与

いまひとつ、人社系の課程博士授与について考慮しておく必要があるのは標準修業年限の問題である。人社系の現状を考慮すると、今後、博士論文に対する審査基準等の検討が進んだとしても、3年（一貫制は5年）で論文を書き上げることを「標準」とするのは実態との乖離が相当に大きいと考えられる⁴⁾。無理に標準年限での修了を促進すれば水準の過度の低下や消失を招来する恐れがある。しかし、だからといって相応の成果を求めるために標準年限を超える在学を要求することは、学生にとって経済的・精神的負担が大きい。

これに対する方策として考えられるのは、一部の大学で施行されているが、満期退学後も一定期間、論文博士ではなく課程博士として学位を授与する制度である。この措置は課程博士の本来の理念から外れているとの批判もあり、近年、適用期間の短縮が主張される傾向がある（橋本 1994, 118頁；石井 1996, 73-74頁）。1997年に行われた大学基準協会の「大学院改革の実施状況に関するアンケート調査」では、研究科に対して課程博士の円滑な授与を図る方途を尋ねているが、「標準修業年限経過後も一定期間内に博士論文の申請をした者に対して課程博士授与の機会を保障している」と回答した研究科は文系（人文科学・社会科学・文系複合領域）で32.0%（152研究科）であつ

た⁵⁾ (岩山・示村編 1999, 84頁)。上のような批判がある一方、石井 (1996) はこの措置の継続、さらには拡充を主張している。その理由は、スクリーングが終了し、論文作成計画が確立されるような段階に至れば、それ以上は不定期的・散発的な研究指導で足りるため、在学を不可欠とする根拠はない。また、その先の論文執筆は時間上の枠を厳密にはめることのできる性質の営為ではない⁶⁾。さらにこの措置が、論文以外の要件を満たした上で標準年限を待たずに退学する者にも広げられれば、在学中の就職を考慮する際に、課程博士か就職かの選択を迫られることがなくなるといふ利点もある (69-79頁)。もっとも、退学後でも課程博士を取得できるとの意識が、在学中の論文執筆意欲を削ぐことになれば問題であるが、研究者としてのキャリアを開始する時期に、博士課程での研究を深化させる機会を得ることは、一般的にはむしろ研究意欲の増進につながると考えられる。この措置の適用資格を得るための条件設定を適切に行うことができれば、いたずらに水準低下を危惧することなく、多くの課程博士取得者を生み出すことにつながるのではないだろうか。

(4) 博士課程修了後の状況

最後に、人社系の研究者養成に関するいまひとつの重要な側面として、博士課程修了者の修了後の状況について取り上げておく (表8)。近年、修了者数は人文・社会とも増加しているが、就職者の比率は低下する傾向がみられ、専門的・技術的職業従事者、大学・短大教員についても同様である。その結果、人文科学では、多くの者が志望すると想定される大学・短大教員になるのは、修了者の3分の1を占めた時期もあるが、現在では6人に1人である。社会科学でも大学・短大教員になるのは4分の1であり、大学院設置基準改正 (1989年) で博士課程の目的に加えられた「高度に専門的な業務に従事する者」にほぼ対応する専門的・技術的職業従事者でも3分の1に過ぎない。つまり、博士課程が拡大し、より多くの人材を輩出するようになったにもかかわらず (あるいはそれ故にかもしれないが)、彼らの就職状況は悪化している。一方、課程博士取得と就職との関係は明らかでなく、修了後に課程博士を取得する者も少なくないと考えられるが、課程博士授与数 (2001年度に人社系で801件) と大学・短大教員になる者の数 (同じく462名) を比べてみると、課程博士取得者でもその就職は安定的ではないと想起される。これまで課程博士はきわめて少数であったことから、就職の際の必要条件とはみなされてこなかった (天野 1988, 20頁)。しかし、現在では研

表8 人社系博士課程修了者の修了後の状況

年度	人文科学						社会科学							
	修了者 (人)	就職者 (人) (%)		うち専門的・技術的職業従事者 (人) (%)		うち大学・短大教員 (人) (%)		修了者 (人)	就職者 (人) (%)		うち専門的・技術的職業従事者 (人) (%)		うち大学・短大教員 (人) (%)	
1978	491	270	55.0	260	53.0	171	34.8	433	275	63.5	264	61.0	232	53.6
1983	590	265	44.9	247	41.9	167	28.3	444	242	54.5	224	50.5	181	40.8
1988	695	302	43.5	280	40.3	201	28.9	518	314	60.6	293	56.6	259	50.0
1993	689	297	43.1	276	40.1	213	30.9	471	248	52.7	235	49.9	206	43.7
1998	988	306	31.0	277	28.0	195	19.7	802	423	52.7	360	44.9	300	37.4
2003	1383	403	29.1	325	23.5	231	16.7	1162	500	43.0	361	31.1	280	24.1

(出所) 文部 (科学) 省『学校基本調査報告書』各年度版より作成。

究者需要を上回るほどの課程博士が生まれ出されていることになる。

もっとも、大学・短大教員就職者の実数は若干ながら増加する傾向がみられ、また大学外での就職者も増加している。ただし、前者については近年、助手ポストが減少するなどしており、若年人口の通減傾向の中で大学内の市場が拡大するかは不透明である。また後者については、博士課程修了者が志望するような職種に就くことができているのかどうか明らかでない。このような意味で、需要が明確でないままでの博士課程の拡大には検討の余地があると考えられる⁷⁾。一方、オーバードクターの解消については近年、日本学術振興会の特別研究員制度が拡充され、21世紀COEプログラムなどプロジェクト型の任期付雇用も増加しているが、全体として供給過剰の状態が解消されたわけではない(小林 2004, 65-68頁)。ポストドクトラルの受け入れ体制を今以上に整備し、経済的に若手研究者を支援する制度の拡充が望まれる。

5. おわりに—一人社系大学院における研究者養成のあり方と今後の研究課題

本稿では博士学位の問題を中心に、一人社系大学院の研究者養成について制度レベルでの課題について考察してきた。論点は以上で尽きるわけではなく、紙幅の関係から言及できなかった点も多く残されている。

大学院教育の目的は本来、学位を授与すること自体にあるのではない。より根本的で重要なことは、優れた研究者を生み出すという点にあり、優れた論文が多数生産された結果として多くの学位が授与されるというのが本来の順序であるはずである。仮に上で述べたような制度的措置の導入が進んだとしても、日常的な教育と研究指導が充実したものとならなければ、大学院教育の目的が達成されたことにはならない。そのように考えると、さらに問われるべきは、大学院においてどのようなカリキュラムや研究指導が提供されているか、そしてそれらが、大学院生が研究者としての資質を身に付けてゆく上で有効に機能しているかといった問題である。この問題はこれまで正面から取り上げられたことはほとんどなく、根本的な検討を要する(石井 1996, 67-69頁)。そしてそれは、修士課程や修士論文との関係を含め、一貫した大学院教育の問題として検討される必要がある(潮木 1983, 81-82頁; 天野 1988, 19-20頁)。

課程博士は博士課程修了を以って授与されるのだから、形の上では大学院教育の成果ではある。しかし、新制大学院の理念である課程制大学院とは、より厳密にスクーリングによって大学院で教育を受けることを中核に据える考え方であるはずである。もっともそのような考え方は、一面では一人社系の研究者養成とは相容れない部分もある。博士論文は個人研究として進められる場合が多く、多分に個人の独創性が要求される。そのため、博士論文の執筆を中核に置く場合の研究プロセスは、長期に渡る孤独な営みとして進行する性格を持つ。一人社系大学院が新制大学院の理念に沿うことが困難であった背景には、学問としてのこのような特質も関係していたであろう。だが、そのことは授業や研究指導がまったく必要とされないことと同義ではない。在学することを通して大学院生に付加価値を与えるという意識が浸透せず、個人的研鑽の結果としての論文が生産されるだけであるならば、それが課程博士として結実したとしても、果たしてそれは大学院教育の成果と呼べるので

あろうか。またその場合、大学院という研究者養成制度の存在意義はどこに求められるのだろうか。課程博士の授与数が急速に増加する近年の状況は、そのような大学院教育の根本的な意義と理念に関わる検討を必要としているといえる。

*本稿は、文部科学省21世紀COEプログラム「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」(広島大学高等教育研究開発センター)における研究成果の一部である。同プログラム内部の「大学院教育と学位授与に関する研究」プロジェクトのメンバー、とりわけ調査データの使用をご快諾いただいたプロジェクトリーダーの山崎博敏教授(広島大学大学院教育学研究科)に感謝申し上げる。

【注】

- 1) 両分野の定義は文部科学省『学校基本調査報告書』に従っている。人文科学には文学関係、史学関係、哲学関係、その他が、社会科学には法学・政治学関係、商学・経済学関係、社会学関係、その他が含まれる。広島大学高等教育研究開発センター編(2004)では、専門分野の分類は回答者の自己規定に基づいて行ったが、本稿では、政府統計と整合性を図る意図から上の定義に合わせて再分類したものを用いている。
- 2) 研究科長と大学院生それぞれを対象に2種類の調査を行った。「大学院教育に関する研究科長調査」は2003年6～7月にかけて、博士課程を持つ全国の研究科長920名に対して、郵送により質問票を配布し回収した。有効回答者数は470名(うち人文科学は64名、社会科学は91名)、回収率は51.1%である。また、「大学院生の学習・研究活動に関する調査」は上記調査実施の際、研究科長に対して博士課程(後期)在籍の大学院生へ質問票の配布を依頼し、回答者から直接郵送により回収した。8,024部の配布に対して有効回答者数は2,656名(うち人文科学は241名、社会科学は308名)、回収率は33.1%であった。
- 3) 研究科内部でも専攻により異なる条件を設定しているケースが少なくないと考えられるが、回答が煩雑になるのを避けるため、その場合、回答者の所属する専攻で定められている条件を記載してもらった。
- 4) 橋本(1994)は、特定大学のデータを用いて個人レベルでの学位取得状況に関する分析を行っている。それによると90年代前半時点では、人社系で標準修業年限内に課程博士を取得した者は課程博士取得者全体の1割程度である(136-137頁)。
- 5) 「一定期間」の年数は、「四年未満とするところがほぼ半数で、次いで二年未満が24%、四年以上が18%、三年未満が8%、一年未満が1%」である(清水1999, 159頁)。もともと、この設問は「標準修業年限経過後も」と問うているから、厳密に言うと、筆者が想定している満期退学後の課程博士授与の制度とは異質なケースが回答中に混在していると考えられる。「標準修業年限経過後」、在学し続けることを要求するのか、退学してもよいのかが問われていないからである。
- 6) 橋本(1994)は、文科系の内部においても分野によって課程博士の所要取得年数に違いがある

ことを明らかにしている(136-137頁)。また、本稿の表5もそのことを示唆していよう。

- 7) 課程博士を授与する研究科が増加していることは、それら研究科が次第に博士課程としての内実を整え、教育実績を挙げつつあるものとみることができる。しかし、その一方で、博士学位をまったく授与していない研究科も数多く存在する。博士課程を有することが一種のステイタスシンボルとして機能し、教員の待遇改善にも結びついている現状(黒羽 1993, 98頁)を考えれば、博士課程増設の誘因が存在する一方で、その内実に対する保証が直ちに与えられるわけではない。

【参考文献】

- 天野郁夫(1980)「学位制度の変遷」『変革期の大学像』日本リクルートセンター出版部, 194-208頁。
- 天野郁夫(1988)「大学院の再検討」筑波大学大学研究センター『大学研究』第3号, 11-24頁。
- 石井紫郎(1996)「博士の学位制度の運用に関する改善私案」石井紫郎編『転換期の大学院教育』大学基準協会, 61-81頁。
- 伊藤彰浩(1995)「日本の大学院の歴史」市川昭午・喜多村和之編『現代の大学院教育』玉川大学出版部, 16-38頁。
- 岩山太次郎・示村悦二郎編(1999)『大学院改革を探る』大学基準協会。
- 潮木守一(1983)「大学院制度改革案」大学基準協会『会報』第50号, 72-83頁。
- 海後宗臣・寺崎昌男(1969)『大学教育 戦後日本の教育改革9』東京大学出版会。
- 黒羽亮一(1993)『戦後大学政策の展開』玉川大学出版部。
- 小林信一(2004)「若手研究者の養成」『高等教育研究紀要』第19号, 高等教育研究所, 62-70頁。
- 佐藤慎一(1996)「人文系大学院における課程博士の育成—東京大学大学院人文科学研究科における改革の試み—」石井紫郎編『転換期の大学院教育』大学基準協会, 82-117頁。
- 清水一彦(1999)「教育研究の目的・内容・方法の改革」岩山太次郎・示村悦二郎編『大学院改革を探る』大学基準協会, 145-166頁。
- 館昭(1995)「学位」市川昭午・喜多村和之編『現代の大学院教育』玉川大学出版部, 76-96頁。
- 寺崎昌男(1993)「日本の学位制度をふりかえる」大学基準協会『会報』第70号, 17-29頁。
- 橋本鉦一(1994)「わが国における文科系大学院と学位制度—近年の博士号取得状況と大学院生の意識—」東京大学教育学部紀要第34巻, 117-147頁。
- 広島大学高等教育研究開発センター編(2004)『大学院教育と学位授与に関する研究—全国調査の報告—』COE研究シリーズ3。
- 文部科学省(2003)『大学資料』第161号。

PhD Degrees and Research Training in Humanities and Social Sciences in Japan

Hideto FUKUDOME*

In postwar Japan, graduate schools of humanities and social sciences have functioned as the primary system of research training in this field. However, their training systems have been heavily criticized, especially the manner in which they award degrees. Although improvements have been made in recent years, there are still several unresolved problems. In this study, these problems are elucidated by examining the history and present status of the PhD degree and research training in graduate schools of humanities and social sciences.

Post-war, a new style of graduate school system was established; it was characterized by a close link between the termination of course work (schooling) and conferment of degrees. However, in contrast to the fields of natural sciences and medical sciences, this system was highly ineffective for PhD programs of humanities and social sciences. Since students were seldom motivated to write their PhD dissertations after completion of their course work, conferment of PhD degrees was a rare occurrence. In these fields, a large number of researchers had earned their PhD degrees merely by submitting their dissertations irrespective of their graduate school education. Since PhD commands significant authority in the field of academic research, it was seldom given to fledging researchers. In Japan, awarding degrees irrespective of graduate school education had been the customary system that was continued post-war. This system was criticized for a long time without improvement. Later, in the 1990s, large-scale graduate school reforms were enforced and eventually the practice of awarding PhD on the basis of graduate education was initiated. However, the increase in conferment of PhD degrees on the basis of doctoral course work was accompanied by a growing problem of ensuring quality in research training and dissertations as an outcome of graduate school education.

A survey conducted by the author along with a research group showed that the majority of faculty members believed that PhD degrees are no longer deemed as certifications of authority, as in the past. Instead, they are awarded to those who can prove their research ability as independent researchers. However, regardless of that fact, acquiring a PhD in humanities and social sciences is still difficult in comparison with other academic fields. This can be due to several reasons. In order to solve this problem, measures for promoting conferment of PhD have to be adopted along with introduction of a systematic process that can maintain the quality and standard of the degree.

This study analyzed the problems in research training primarily at a system level, although the aim of research training is not limited to awarding degrees. The more important aim is to ensure a superior quality of researchers. Based on this study, research into the actual situation of graduate school education will be continued.

* Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science